

5月は消費者月間です

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641 ✉ shimin@city.iga.lg.jp

消費生活相談窓口には日々たくさんの相談が寄せられます。近年、多様化する消費者トラブルへの警告がメディアなどでも多く取り上げられていますが、依然として被害は増えています。平成30年中の三重県内の特殊詐欺被害件数は106件、被害総額3億8,460万円でした。

「私は大丈夫」と思っている、相手は巧みにあなたの懐に入りこんできます。消費者トラブルに巻き込まれないように、少しでも疑問や不安を感じた時は一度立ち止まって考えてください。周りの人に相談することも大切です。

■ まだまだ多い特殊詐欺に注意！！

特殊詐欺：「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の総称

お金に関する電話

例1) 親族・警察官・弁護士などをかたって、被害者の示談金と称してお金を準備させる。

例2) 市役所職員などをかたって、還付金受け取り方法としてATMでの手続きを案内する。

対策

- 一旦電話を切って、落ち着きましょう。
- ATMで還付金は受け取れません。親族本人や家族、市役所に連絡をし、電話内容を確認しましょう。確認が取れるまで動いてはいけません。

請求手段が多様化する架空請求

例1) ハガキや封書で「料金未納分訴訟最終通知」などと記載され、「裁判取り下げ期日」が直近の日付になっている。

例2) メールやSMS(ショートメッセージサービス)で実在する業者をかたって未納料金を請求する。

対策

- 記載された問い合わせ先に連絡をしてはいけません。インターネットのページも開けてはいけません。
- 直近に迫っている期日に惑わされないようにしましょう。
- 少しでも不安に感じたら、家族や相談窓口にご相談しましょう。

■ 新元号への改元に乗じた消費者トラブルに注意！！

例1) 事業者団体や銀行などの金融機関を装った書類が届き、口座情報(暗証番号含む)など個人情報の記入、使用しているキャッシュカードを返送するよう記載されている。

例2) 天皇陛下の御退位を記念した商品などの電話勧誘販売や送り付け商法。

対策

- 金融機関がキャッシュカードの返送を求めたり、暗証番号を尋ねることはありません。
- 勧誘販売を断る時は、「いいません」「購入しません」とハッキリ断りましょう。
- 特定商取引法の電話勧誘販売に該当する場合、法律で定められた書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。
- 注文していない商品が一方向的に送りつけられた場合、代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。

■ 出前講座を行います

悪質商法やネット通販トラブルなど、消費者トラブルや被害を未然に防ぐために出前講座を実施しています。クイズや寸劇など参加型の講座で年間を通して行っています。ぜひご依頼ください。

■ 困ったときは市民生活課へ

消費生活に関するトラブルや悩みがある場合は、一人で抱え込まず、市民生活課にご相談ください。消費生活専門相談員や職員が相談に応じます。

【相談窓口】

伊賀市消費生活相談専用ダイヤル ☎ 22-9626
平日午前9時～午後4時



◆ 空き家を取得し、市内へ移住を考えている人へ

移住促進空き家取得費補助金

【問い合わせ】 地域づくり推進課 ☎ 22-9680 FAX 22-9694 ✉ chiikidukuri@city.iga.lg.jp

移住の促進と空き家の積極活用を図るため、市外から伊賀市に定住しようとする人が、市内の空き家を取得した際の費用の一部を補助します。

【対象者】

- 空き家を取得した市外からの転入者で転入日から過去3年以内に伊賀市に住民登録がない人（取得日・転入日がいずれも、平成28年4月1日以降であること）
- 取得した空き家に5年以上定住することを誓約する人
- ※ この他にも補助を受けるための要件があります。詳しくは市ホームページにある募集要項をご覧ください。

【補助金額】

- 空き家の取得にかかった経費（土地代金を除く。）の2分の1以内
- ※ 上限は30万円とし、1,000円未満の金額は切り捨てます。
- 2親等以内の親族（18歳未満の子どもや孫など）と同居する場合と伊賀市空き家バンク制度*を利用する場合にそれぞれ5万円を加算します。

【申請方法】

空き家を取得後、1年以内に申請書に必要書類を添

えて提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

【申請期間】

6月3日(月)～令和2年3月10日(火)

- ※ 予算の範囲内での補助となり、件数に限りがあります。
- ※ 市のその他の補助金と併せて申請が可能です。
- ※ 申請のための審査や必要書類などの説明を行いますので、必ず申請前にご相談ください。

【申請先】

地域づくり推進課

- * 伊賀市空き家バンク制度については、市民生活課(☎ 22-9676 FAX 22-9641)へお問い合わせください。



◆ 工事をはじめる前に申請してください

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

【問い合わせ】 上下水道部下水道課 ☎ 24-2137 FAX 24-2138 ✉ gesuidou@city.iga.lg.jp

公共用水域の水質保全と公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。

※ 次年度以降に補助金額などの制度見直しがあります。

【設置補助方針】

- 補助対象の5人槽・7人槽・10人槽は前年度と同額とします。
- 補助採択は汚水処理未普及解消につながる汲み取り式と単独処理浄化槽を優先します。
- 新設・転換を補助対象とし、合併処理浄化槽の設置替えは補助対象外とします。

【対象者】

市内在住で、対象区域内に合併処理浄化槽を設置しようとする人
※ 対象区域について詳しくはお問い合わせください。

※ 市外在住の人でも設置後に住所を伊賀市へ移す場合は対象となります。

【補助金額】

- 5人槽：219,000円
- 7人槽：273,000円
- 10人槽：362,000円

【申請方法】 合併処理浄化槽の工事着手の7日前までに、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

※ 予算額に達し次第、受付を終了します。

【申請先】

〒518-0131 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
上下水道部下水道課